

仙台すくすくサポート事業利用前チェックリスト☑

仙台すくすくサポート事業へ入会される方に、特に知っておいていただきたい点をまとめたものになりますので、ご確認ください。また、円滑な援助活動のため、ホームページで公開しております説明動画及び「活動の手引き」もご確認ください、事業についてご理解いただきますようお願いいたします。

以下の事項を確認したらチェックを入れ、データ・もしくは印刷したものをご提出ください。

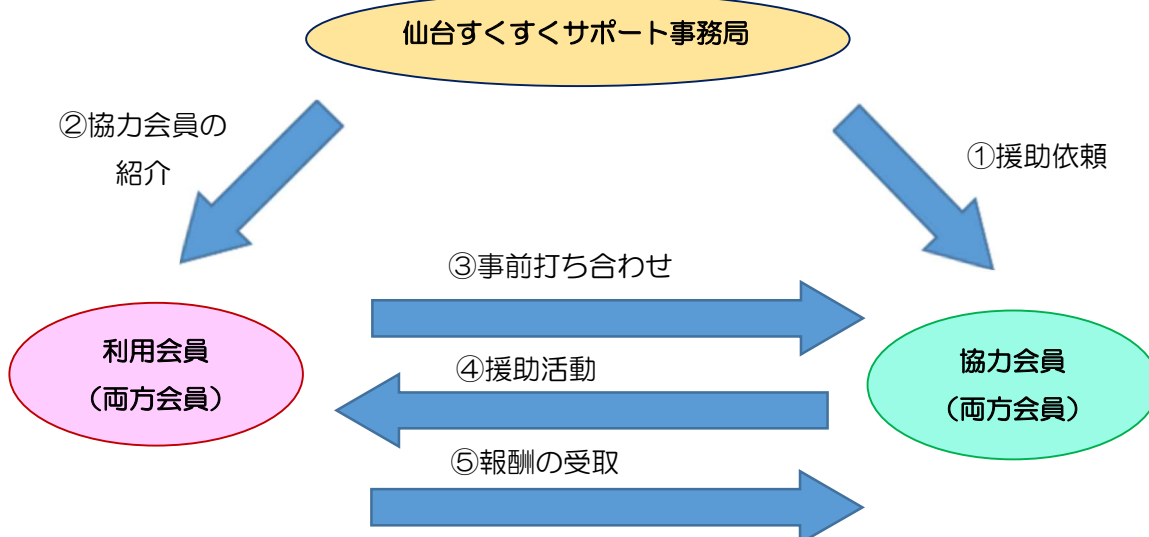
●仙台すくすくサポート事業について

- 本事業は、地域住民の支え合いを基本とした子育て支援活動です。利用会員の希望する援助内容や援助時間等をもとに条件の合う協力会員をお探ししますので、マッチングに至らない場合もございます。あらかじめご了承ください。
- 登録にあたり、事務局で住民基本台帳により氏名・ご住所を確認させていただきますので、ご了承ください。申請内容と台帳上の住所が異なる場合、確認のご連絡をさせていただく場合がございます。

●援助活動の内容（手引き P2～5）

- 協力会員が利用会員のお子さんを一時的に預かります。
- 預かりは、協力会員の自宅での預かりが原則です。
- 援助の理由を問わず利用できますが、家事援助は行っておりません。
- 援助活動の時間は、原則として午前7時から午後8時までの間です。会員間で合意があれば、それ以外の時間帯の援助活動が可能ですが、宿泊を伴う援助活動はできません。
- 活動の仕組みは下記をご確認ください。

活動の仕組み



- ①援助依頼の電話を事務局からいたします。
- ②条件が合い、援助をして頂ける場合は、利用会員に紹介させていただきます。
- ③お子さん同席で、事前打ち合わせを行います。（利用会員から連絡があります）
- ④利用会員から援助の依頼があった場合、日程調整の上、援助をお願いします。
- ⑤活動後、報酬をお受け取り下さい。

●援助活動の報酬等（手引き P6～8）

□ 1 時間あたりの報酬額の基準は下記のとおりです。

月曜日～金曜日の午前7時～午後8時	700 円／時間
上記以外の時間帯及び土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）	800 円／時間

□ 援助活動が始まってからの最初の 1 時間は、1 時間未満でも 1 時間分の報酬で計算します。その後の時間は 30 分毎の報酬計算（基準額の半額）となります。

□ 援助依頼の取り消し、または変更の場合は下記のとおり取り消し料が発生します。

取り消し・変更を申し出た時点	取り消し料
利用予定の前日までに申し出た場合	無料
利用当日の利用予定時刻まで申し出た場合	利用予定時間の報酬額の半額
利用予定時刻までに申し出ず、利用しなかった場合	利用予定時間の報酬額の全額

●会員の心得について（手引き P9）

□ 相手の会員から知りえた情報は、大切な個人情報です。SNS 等への掲載や、他者への口外は一切厳禁です。

□ 援助活動を、政治・宗教・営利目的等、この事業の目的以外に利用することはできません。

●事前打ち合わせについて（手引き P10）

□ 援助するお子さん同席での打ち合わせとなります。

□ 習い事の援助当日に報酬の支払いを受けられない場合、受け渡しの方法を会員間で十分確認してください。

□ 事前打ち合わせが終了したら、速やかに事務局に報告を入れてください。

●援助活動の留意点（手引き P14）

□ 事前打ち合わせで把握した食材や預かった食べ物以外は、自己判断で食べさせないようにしましょう。アレルギーによる事故につながることがあります。

□ 活動中にケガをしたなど、事故が発生した場合は、事務局（またはサブリーダー）へ速やかに連絡してください。保険適用外の小さいケガや事故になりそうだった場合も連絡してください。

●病気時の援助について（手引き P17～20）

□ 熱などの症状のあるお子さんは預かることができません。保育施設からの緊急の呼び出し時のみ、短時間（1～2 時間以内）の預かりを行うことは可能です。

以上について確認した上で、仙台すくすくサポート事業へ入会を申込みます。

令和 年 月 日

氏名： _____

（事務局使用欄）

※ご不明な点がございましたら、事務局までお問い合わせください。
活動の手引きは仙台市ホームページに掲載しています。
こちらの二次元バーコードからもダウンロードできます。⇒

